

奈良先端科学技術大学院大学における GPA 制度に関する要項

令和4年3月11日
制 定

(目的)

第1条 この要項は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）先端科学技術研究科におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）制度に関し必要な事項を定め、厳格かつ透明性の高い成績評価を通じて、学生の学修意欲を高めるとともに、大学院教育の質を保証し、適切な修学支援等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 GPA とは、特定の期間に履修した各科目のグレード・ポイント（奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科履修規程第6条第2項の評価により与えられる評語を数値（評価点）に置き換えた履修科目の成績をいう。以下「GP」という。）に、その科目の単位数を乗じた数値の総和を総履修登録単位数で除して算出した1単位当たりのGP平均値をいう。

(成績の評価とGP)

第3条 前条の成績の評語及びGPは、次の表のとおりとする。

評語	GP	評価基準	参考（100点満点での目安）
秀(S)	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている	90点以上
優(A)	3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている	80点以上90点未満
良(B)	2	到達目標を達成し、良好な成績を修めている	70点以上80点未満
可(C)	1	到達目標を達成している	60点以上70点未満
不可(D)	0	到達目標を達成していない	60点未満

(参考)

評語	GP	評価基準	参考（100点満点での目安）
認(N)	対象外	本学での授業科目の履修により修得したものとみなす	非該当
合格(P)	対象外	定められた学修水準に達している	非該当
不合格(F)	対象外	定められた学修水準に達していない	非該当

(GPAの種類と算出方法)

第4条 GPAは、当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「年度GPA」という。)並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「累積GPA」という。)の2種類とする。

2 年度GPA及び累積GPAは、次の各号の計算式により算出し、算出した数値に小数点以下3位がある場合は、3位の値を四捨五入するものとする。

(1) 年度GPA算出の計算式

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{(当該年度の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目のGP) の総和}}{\text{当該年度における総履修登録単位数}}$$

(2) 累積GPA算出の計算式

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{(在学全期間の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目のGP) の総和}}{\text{在学全期間における総履修登録単位数}}$$

(GPAの対象学生)

第5条 GPA制度は、博士前期課程の学生に対し、1年次から年次進行により適用する。

(GPAの対象科目)

第6条 GPAの対象科目は、博士前期課程の以下の授業科目区分のうち、修了要件に算入できる科目とする。

- (1) 一般科目
- (2) 基盤科目
- (3) 専門科目

2 前項の規定にかかわらず、科目の特性で5段階評価しない科目はGPA算出から除くものとする。

(再履修及び再試験の取扱い)

第7条 「不可」と評価されたのちに再履修によって「秀、優、良又は可」となり単位を修得した科目については、再履修によって得た評価及び単位数はGPAの算出に算入するものとする。この場合において、当該科目の過去に得た「不可」の評価及び単位数はGPAの算出から除外するものとする。

2 再試験は、授業責任教員の裁量により実施することができる。この場合において、再試験により到達目標を達成されたと認められたときの成績評価は、当該点数に関わらず「可」とする。

(成績証明書上の取扱い)

第8条 成績証明書には、年度GPA及び累積GPAを記載するものとする。

(履修登録の修正又は取消し)

第9条 学生は、GPAの対象科目について、別に定める履修取消期間内に限り、履修登録を修正し、又は取り消すことができるものとする。

2 履修取消期間内に取消手続を行わない場合は、履修登録した科目のすべてを成績評価及びGPAの算定の対象とし、履修を放棄した科目は「不可」とする。

3 履修登録を行わずに受講した科目の成績評価は行わない。

4 第1項の規定にかかわらず、履修登録を取り消すことができない科目の取扱いについては、別に定める。

5 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により学生から履修登録の取消申請のあった科目については、履修取消期間以降においても履修を取り消すことができるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、GPA制度に関し必要な事項は、先端科学技術研究科教授会が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和4年4月1日から実施する。

2 この要項の規定は、平成30年度以降に入学した者に適用する。